川崎市告示第612号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したので、同法第２１条第２項の規定において準用する同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和８年１１月１８日

川崎市長　福　田　　紀　彦

１　都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

２　都市計画を定める土地の区域

（１）追加する部分

なし

（２）削除する部分

川崎市

宮前区

南平台地内

麻生区

栗平２丁目地内

（３）変更する部分

川崎市

中原区

井田３丁目、上小田中１丁目、上小田中２丁目、下小田中１丁目、及び上新城１丁目地内

高津区

上作延２丁目、上作延３丁目、上作延５丁目、下作延４丁目、二子３丁目、千年、子母口、末長１丁目、及び坂戸１丁目地内

宮前区

有馬３丁目、有馬５丁目、有馬７丁目、東有馬５丁目、菅生２丁目、平４丁目、西野川１丁目、犬蔵１丁目、犬蔵２丁目、土橋２丁目、野川本町１丁目、初山１丁目、西野川２丁目、西野川３丁目、南野川２丁目、南野川３丁目、馬絹３丁目、馬絹４丁目、宮崎、及び鷺沼１丁目地内

多摩区

栗谷１丁目、菅３丁目、菅馬場２丁目、菅馬場３丁目、寺尾台１丁目、長沢１丁目、長沢４丁目、長尾５丁目、堰２丁目、堰３丁目、中野島３丁目、南生田２丁目、及び登戸地内

麻生区

岡上１丁目、岡上２丁目、岡上５丁目、高石３丁目、細山３丁目、王禅寺西７丁目、王禅寺東４丁目、五力田３丁目、千代ケ丘３丁目、千代ケ丘５丁目、及び栗木３丁目地内

３　縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課